

いのちとくらしをまもる
防災減災

令和 6年 9月25日14時00分
近 畿 地 方 整 備 局

災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施 にご協力いただける団体の公募 ～ 自動二輪車等の特殊走行技能を活用した被災状況調査等 ～

国土交通省近畿地方整備局では、「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」を締結していただける団体の公募を次のとおり行います。

1. 公募期間

令和6年9月25日(水)～令和6年10月29日(火)

2. 協定の概要

- 1) 協定範囲: 近畿地方整備局管内(福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県)
- 2) 協定目的: 自動二輪車等を用いて特殊走行が可能な資格を有する者により、車両等では通行困難な被災箇所の状況調査を実施し、被害の拡大防止と早期の復旧に資することを目的とします。
- 3) 協定期間: 協定締結の日～令和7年3月31日
以後、協定書の満了の日の翌日から1年間継続する。
- 4) 選定方式: 公募により協定を締結していただける団体を選定(令和6年10月29日までに申請資料提出)

3. 公募に関する申請書類

公募に関する申請書類は、公示6.(1)に記載の問い合わせ先へ依頼してください。

<取扱い> _____

<配布場所> 近畿建設記者クラブ、大手前記者クラブ

<問合せ先>

国土交通省 近畿地方整備局

防災室長 服部 浩二(はっとり こうじ)

防災室長補佐 平尾 紀之(ひらお のりゆき)

電話番号:06-6942-1575(直通) FAX:06-6944-4741

公 示

「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」の申請について

標記について、協定締結に参加希望される方は下記により申請書類を提出して下さい。

令和6年9月25日

国土交通省近畿地方整備局
近畿地方整備局長
長谷川 朋弘

1. 協定の目的

近畿地方整備局管内において災害が発生した場合は、早急に応急復旧を実施しなければならない。

地震、津波、風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等により発生した緊急的な応急対策を実施するにあたり、大規模な土砂崩落や路面の段差等により車両等では通行出来ない公道や悪路（走行の許可を得ていない私有地を除く。）を、自動二輪車又は原動機付自転車（以下「自動二輪車等」という。）による特殊走行技能を有する者が、被災場所へ赴き、実施する被災状況調査並びに自動二輪車等の操作・点検方法の教習等（以下「被災状況調査等」という。）について定め、もって被害の拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。

2. 協定の内容

- (1) 協定書（案）、確認書（案） 別紙のとおり
- (2) 協定区域 近畿地方整備局管内を基本とするが、近畿地方整備局管外を実施範囲とする場合がある。
- (3) 本協定で想定している被災状況調査は、特殊走行が可能な資格を有する者が、自動二輪車等を用いて被災状況を動画または静止画により撮影するものである。また、自動二輪車等の操作・点検方法の教習等を実施するものである。

3. 申請者の条件

次に掲げる条件を全て満足する者とする。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有する者で、近畿地方整備局管内に本店、支店または営業所を有する者

であること。

なお、当該資格に係る申請については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付官報）の別表に記載されている申請受付窓口（近畿地方整備局総務部契約課ほか）にて随時受け付けている。

- (3) 申請書等の受領期限の日から協定締結の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間がないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、デジタル庁会計担当参事官、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「令和6年3月29日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (6) 防災訓練または講習会を開催する場合は参加できること。
- (7) 公道及び悪路を走行可能な自動二輪車等の保有状況について、団体で保有する若しくは緊急時にリース等で確保できること。なお、「リース等」とは、リース（年間契約含む）及び協力会社（グループ会社も含む）をいう。
- (8) 被災状況調査のための人員の体制について、団体に所属する資格者を近畿地方整備局管内の各府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県）に主担当者1名、副担当者1名以上を配置できること。ただし、主担当者は他府県の副担当者を兼任出来るが、主担当者の兼任は出来ないこととする。

なお、「資格者」とは、トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれかを有する者をいう。

4. 協定期間

協定期間：協定締結の日～令和7年3月31日

以後、協定書の満了の日の翌日から1年間継続する。

5. 申請書類

申請書及び調査票のエクセルデータは、6.（1）に記載の問い合わせ先へ電子メールにより依頼すること（「本件担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」を記載すること。

(1) 申請書 様式-1

(2) 調査票 様式-2、3-1～3-8

※ 調査票は令和6年9月25日現在で作成すること。

6. 申請書類の提出

この公募に参加を希望する者が提出しなければならない書類等は、申請書等とし、正1部を提出するものとする。

(1) 申請書等の提出場所及び当該公示に関する問い合わせ先

〒540-8586

大阪府大阪府中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎

国土交通省 近畿地方整備局 防災室

電話 06-6942-1575 (内線 2165)

メール kkr-bousaikyotei@mlit.go.jp

(2) 申請書等の提出方法

電子メールに申請書等を添付し提出すること（電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、締結又は非締結通知の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、申請書類と併せて持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）又は信書便により提出すること。FAXによるものは受け付けない。

(3) 申請書は、様式-1により作成すること。

紙による提出で様式-1の押印を省略する場合は、様式-1の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することとする。

(4) 必要書類は、次に従い作成すること。

① 上記3.(2)に定める令和4・5・6年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一）「役務の提供等」のA又はB、C、D等級のいずれかに格付けされた近畿地域の競争参加資格が有ることを確認できる資格審査結果通知書の写しを添付すること。

なお、有資格者名簿への登録申請手続き中であり、申請書等の受領期限までに有資格者名簿に未掲載の者にあつては、申請書等に登録申請中であることが確認できる資料を添付し、協定締結の前日までに資格審査結果通知書の写しを電子メール、持参、郵送（書留郵便に限る）若しくは信書便により上記(1)に提出するものとする。

② 上記3.(7)に定める公道及び悪路を走行可能な自動二輪車等の保有状況について、リースの場合は契約書等の写しを、協力会社の場合は協定・契約書等の写しを添付するものとする。また、団体またはリース等の保有台数については様式-2に、自動二輪車等の保管場所については様式-3に記入し、保有台数及び保管場所が確認できる資料の写しを添付す

ること。

- ③ 上記3. (8)に定める被災状況調査のための人員の体制について、資格者氏名、保有資格(有効期限含む)、居住地、担当府県を、担当府県毎に様式-3-1から様式-3-8に記入し、保有資格及び有効期限並びに居住地が分かる資料を添付すること。

(5) 申請書等の受付期間

令和6年9月25日(水)から令和6年10月29日(火)。(持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く10時00分から17時00分とする。)

- (6) 申請書等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。

- (7) 提出された申請書等は、応募資格確認以外に当局において無断で使用しない。

- (8) 提出された申請書等は、返却しない。

- (9) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

7. 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等に対する質問がある場合は、電子メールに申請書類作成等に対する質問書(様式自由)を添付し提出すること(電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること)。

また、電子メールの件名に「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、締結又は非締結通知の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、申請書類と併せて持参又は郵送(書留に限る。必着のこと。)又は信書便により提出すること。FAXによるものは受け付けない。

なお、質問内容の記載にあたっては、会社名(過去に受注した具体的な契約名等の記載により会社名が類推される場合を含む。)を記載しないこと。このような質問があった場合には、回答を行わない場合がある。

(1) 受付期間

令和6年9月25日(水)から令和6年10月18日(金)。(持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く10時00分から17時00分とする。)

(2) 提出場所

上記6. (1)に同じ

- (3) 質問に対する回答書は、令和6年10月24日(木)までに、申請書類作成等に対する質問書を提出した全ての者に電子メール(または書面)にて送付する。

8. 協定締結

「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」の締結及び非締結については、申請者へ電子メールにて書面をもって通知する。

なお、通知は令和6年11月8日(金)を予定しており、協定締結は12月中を予定している。

9. 協定締結できない者に対する理由説明

協定を締結できない者に対しては、協定締結されなかった旨と、その理由を電子メール（または書面）で、近畿地方整備局長から通知する。その通知を受けた者は、近畿地方整備局長に対して締結できない理由について、以下に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。

協定締結されなかった理由に対する質問がある場合は、電子メールに書面（様式自由）を添付し提出すること（電子メールの場合は、「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を記載すること、着信を確認すること）。

また、電子メールの件名に「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書締結されなかった理由に対する質問」を記載すること。

上記の方法によりがたい場合は、質問回答の返信用封筒を、宛先を明記の上、簡易書留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、書面（様式自由）と併せて持参又は郵送（書留に限る。必着のこと。）又は信書便により提出すること。FAXによるものは受け付けない。

(1) 提出期限

令和6年11月11日（月）から令和6年11月18日（月）までの10時00分から17時00分まで

(2) 提出場所

上記6.（1）に同じ

(3) 回答期限及び方法

令和6年11月29日（金）までに電子メール（または書面）により回答する。

様式-1

協定参加資格確認申請書

令和 年 月 日

国土交通省近畿地方整備局長

長谷川 朋弘 様

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇
〇〇府〇〇市〇〇番

代 表 者 〇〇〇〇
〇〇長

〇〇 〇〇

印

令和 年 月 日付で公示のありました「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」に係る協定参加資格確認申請書について確認されたく、別添の書類を添えて申請します。

なお、予決令第70条及び第71条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容について事実と相違ないことを確約します。

担 当 者 : 〇〇 〇〇

部 署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号 : (代)〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇(内〇〇〇)

メ ー ル :

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

本件責任者(会社・部署・氏名)

連絡先(電話番号・メール)

担当者(会社・部署・氏名)

連絡先(電話番号・メール)

「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」に関する調査票（2）

団体名： ○○○○

配置技能者名簿（滋賀県）

担当	氏名	保有資格 (有効期限)	居住地	担当府県	保管場所
主					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					

(注記)

1. 主担当者は、他府県の副担当を兼任出来るが、主担当の兼任はできないこととする。
2. 「保有資格（有効期限）」とは、トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれかをいう。
3. 保有資格及び有効期限並びに居住地が確認できる資料を添付すること。
4. 「保管場所」には、自動二輪車等を保管している場所を記載し、保管場所が確認できる資料を添付すること。

「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」に関する調査票（2）

団体名： ○○○○

配置技能者名簿（兵庫県）

担当	氏名	保有資格 (有効期限)	居住地	担当府県	保管場所
主					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					

(注記)

1. 主担当者は、他府県の副担当を兼任出来るが、主担当の兼任はできないこととする。
2. 「保有資格（有効期限）」とは、トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれかをいう。
3. 保有資格及び有効期限並びに居住地が確認できる資料を添付すること。
4. 「保管場所」には、自動二輪車等を保管している場所を記載し、保管場所が確認できる資料を添付すること。

「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」に関する調査票（2）

団体名： ○○○○

配置技能者名簿（三重県）

担当	氏名	保有資格 (有効期限)	居住地	担当府県	保管場所
主					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					
副					

（注記）

1. 主担当者は、他府県の副担当を兼任出来るが、主担当の兼任はできないこととする。
2. 「保有資格（有効期限）」とは、トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれかをいう。
3. 保有資格及び有効期限並びに居住地が確認できる資料を添付すること。
4. 「保管場所」には、自動二輪車等を保管している場所を記載し、保管場所が確認できる資料を添付すること。

(案)

災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書

国土交通省近畿地方整備局長(以下「甲」という。)と〇〇〇〇(以下、「乙」という。)は、災害時における自動二輪車又は原動機付自転車(以下「自動二輪車等」という。)を用いた被災状況の調査並びに自動二輪車等の操作・点検方法の教習等(以下「被災状況調査等」という。)の実施について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲が所管する地域(以下「近畿地整管内」という。)において、地震、津波、風水害等異常な自然現象及び予期できない災害等により発生した緊急的な応急対策を実施するにあたり、大規模な土砂崩落や路面の段差等により車両等では通行出来ない公道や悪路(走行の許可を得ていない私有地を除く。)を、自動二輪車等の特殊走行技能を有する乙が、被災場所へ赴き、実施する被災状況調査等について定め、甲乙が協力して被害の拡大防止と早期復旧に資することを目的とする。

(被災状況調査の実施範囲)

第2条 被災状況調査を実施する範囲は、近畿地整管内とする。

2 甲又は甲の所掌する事務所等の長(以下「事務所長等」という。)が特に必要と判断した場合は、前項に規定する範囲外に被災状況調査の要請を行うことができるものとする。

(被災状況調査の実施内容)

第3条 甲又は事務所長等は、近畿地整管内に災害が発生し、必要と認めるときは、乙に被災状況調査を要請することができるものとする。

2 乙は、甲又は事務所長等からの要請に基づき、できる限り速やかに災害現場へ赴き、被災状況を動画または静止画により撮影し、速やかに甲又は事務所長等が指定する送信先へメール等により送付するものとする。

ただし、乙は、現地の状況により被災状況調査の継続が危険と判断すれば中止できるものとする。

3 乙は、前項の被災状況調査を迅速に遂行できるよう実施体制表及び連絡系統図並びに連絡一覧表(以下「実施体制表等」という。)をあらかじめ作成し甲に提出しておくものとする。

4 乙が被災状況調査に使用する自動二輪車等及び撮影機器、通信機器等(以下「資機材等」という。)は乙が手配するものとする。

5 乙は、第2項に定める他、被災状況調査を実施後、撮影した動画や静止画等(以下「調査成果」という。)を速やかに甲又は事務所長等へ提出するものとする。

6 被災状況調査の詳細な実施内容については、別途「確認書」に定める。

(案)

(被災状況調査の実施体制等)

第4条 乙は被災状況調査の実施体制として、特殊走行が可能な資格を有する者（以下「資格者」という。）を近畿地整管内の各府県（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、三重県）に主担当者1名、副担当者1名以上を配置するものとする。ただし、主担当者は他府県の副担当者を兼任出来るが、主担当者の兼任は出来ない。なお、「資格」とは、トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれかをいう。

2 乙は、第10条第1項によりこの協定の有効期間が引き続き1年間継続する場合、実施体制表等の見直しを行い、4月末までに甲に提出するものとする。

また、実施体制表等に変更が生じた場合にも、速やかに甲に提出するものとする。

(資格者数及び資機材等の提出)

第5条 乙は、資格者数及び担当府県、資機材等の種類、数量、保管場所を書面により甲に提出するものとする。

2 乙は、第10条第1項によりこの協定の有効期間が引き続き1年間継続する場合、前項で提出した内容の見直しを行い、4月末までに甲に提出するものとする。

また、内容に変更が生じた場合にも、速やかに甲に提出するものとする。

(訓練の実施)

第6条 甲及び事務所長等と乙は、被災状況調査を遅滞なく実施できるように、要請・出動準備・被災状況調査・調査成果報告の訓練を必要に応じて実施するものとする。

(契約の締結)

第7条 甲又は事務所長等は、第3条に基づき乙に被災状況調査を要請したときは、乙と遅滞なく被災状況調査に必要な請負契約等を締結するものとする。

(自動二輪車等の操作・点検方法の教習等)

第8条 乙は、自動二輪車等の操作・点検方法の教習等を甲及び事務所長等の要請に応じて実施するものとする。実施内容については、甲乙協議のうえ、別途定めるものとする。

(損害の負担)

第9条 被災状況調査等の実施に伴い、乙の責任に帰さない理由により、第三者に損害

(案)

災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査の実施に関する確認書

国土交通省近畿地方整備局統括防災官(以下、「甲」という。)と〇〇〇〇(以下、「乙」という。)は、令和6年 月 日付で締結した「災害時における自動二輪車等を用いた被災状況の調査等の実施に関する協定書」(以下「協定書」という。)第3条第6項の規定に基づき次のとおり確認する。

(被災状況調査の実施内容)

- 第1条 協定書第3条第1項の要請を行うにあたっては、甲又は近畿地方整備局長の所掌する事務所等の長(以下「事務所長等」という。)は、直ちに連絡担当者氏名及び電話番号、被災状況の調査(以下「被災状況調査」という。)を実施する場所等被災状況調査に必要な事項を乙へ通知することとする。
- 2 乙は、甲又は事務所長等から被災状況調査を要請された時は、被災状況調査を実施する資格者の氏名及び電話番号、被災状況調査を実施する場所までの移動方法、到着予定時間等を速やかに甲又は事務所長等へ報告することとする。
- 3 協定書第3条第4項に規定する乙が手配する資機材等は、公道や悪路(走行の許可を得ていない私有地を除く。)を走行可能な自動二輪車等(燃料、ヘルメット等走行に必要な装備品等一式を含む。)及びウェアラブルカメラ、デジタルカメラ等撮影機器、ポケットWi-Fi、GPS等通信機器、その他被災状況調査に必要な資機材とする。また、被災状況調査時に使用出来るよう、日常より必要な点検、整備、操作訓練を行うものとする。
- 4 協定書第3条第5項の提出にあたっては、乙は、被災状況調査終了後、甲又は事務所長等へ速やかに記録媒体を持参又は郵送等により提出すること。なお、提出方法は、甲又は事務所長等と協議するものとする。

(保険の加入)

- 第2条 乙は、被災状況調査を実施する期間において、第三者への損害、人身傷害等にかかる保険に加入すること。

(有効期間)

- 第3条 この確認書の有効期間は、確認の日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに、甲乙いずれからも何ら申出のないときは、引き続き同一条件をもってこの確認書の満了の日の翌日から1年間継続するものとし、当該継続期間が満了したときも同様とする。
- 2 この確認書の締結後、甲乙いずれかの申出により甲乙協議の上、この確認書は廃止することができるものとする。

(案)

(その他)

第4条 この確認書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この確認書の証として、本書2通を作成し、それぞれ甲及び乙が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 6 年 月 日

甲 国土交通省近畿地方整備局
統括防災官 矢野 則弘

乙 ○○○○
○○長 ○○ ○○